

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
個人情報保護規程

平成25年8月30日

GF規程第 22 号

改正 平成26年 8月22日 GF規程第 33 号

改正 平成27年11月25日 GF規程第 23 号

改正 令和 5年11月21日 GF規程第 24 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（以下、「本機構」という）の保有する個人情報につき、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「法」という。）その他の法令に基づいて、これを適正に取扱い、個人の権利利益を保護するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか個人情報を一定の規定に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、本機構が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、法第2条第7項の保有個人データにあたるものをいう。
- (5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報保護方針)

第3条 本機構は、個人情報保護の理念と法の趣旨を十分に理解し、個人情報を法令、行

政指針等及びこの規程その他の内部規則に基づき、適切に取り扱う。

2 本機構は、業務遂行にあたって入手する個人情報については、以下の方針をもって取り扱う。

- (1) 個人情報は、業務において個人を特定した情報が不可欠な場合に限定して使用する。
- (2) 個人情報は、偽りその他不正な手段では取得しない。
- (3) 法令で許容される場合を除き、個人データを本人の同意なくして第三者に提供しない。
- (4) 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、当該第三者に対し適切な監督を行う。
- (5) 個人データは、本機構の情報セキュリティ対策基準に定める関係者限り情報とし、情報セキュリティ対策基準に則って管理する。
- (6) 本機構の保有個人データについては、本人から開示・訂正・利用停止等の請求又は苦情の申し入れがあった場合は誠実にこれに対応する。

3 前2項の主旨は、「個人情報保護方針」として、本機構のホームページに掲載して公表する。

4 本機構は、従業者（役員及び派遣職員を含む）の個人情報に関しても、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針に準じて適切に取り扱う。

（個人情報保護体制）

第4条 本機構の個人情報保護体制は、次のとおりとし、各号に規定する者をもってあてる。

- (1) 個人情報保護管理責任者 代表理事
- (2) 個人情報保護管理者 各部長

2 個人情報保護管理責任者は、その役割を遂行するにあたり、本機構の保有する個人情報にかかる情報セキュリティについて個人情報保護方針等に適合させるものとする。

3 業務遂行にあたり取り扱う個人情報の情報セキュリティにかかる通常の管理は、個人情報保護管理責任者の一般的指揮の下に個人情報保護管理者が遂行する。

4 個人情報保護管理において、必要ある場合はコンプライアンスに係る体制を準用する。

（教育及び監査）

第5条 職員に対する個人情報保護に関する教育は、情報セキュリティ対策基準に従って実施する。

2 本機構の個人情報保護管理の状況に対する監査は、情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ監査に含めて実施する。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の取得等に関する措置)

第6条 本機構における個人情報の取得、利用、第三者提供及び個人データの正確性の確保等の措置については、別紙に定めるとおりとする。

2 別紙に定めない個人情報の取得等についての措置については、個人情報保護管理責任者が当該個人情報の取得等の目的、性質等を斟酌して定める。

3 機微情報については、特に慎重に取り扱う。

(安全管理措置)

第7条 本機構において個人データは、その内容、利用目的等に応じ情報セキュリティ対策基準の定めるところにより、従業者に対する指導・監督、委託先の監督その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(本人からの開示等の請求に対する対応)

第8条 本機構の保有個人データにかかる法第33条から第35条までの規定に基づく開示、訂正等又は利用停止等の請求は、管理部において受け付け、その対応は、個人情報保護管理責任者及び同管理者の指示する者が行う。

(事故・苦情への対応)

第9条 個人情報の取扱いに関する事故・苦情を認知した職員は、直ちに個人情報保護管理責任者に通知しなければならない。

2 個人情報の取扱いに関する事故・苦情に対する対応は、情報セキュリティ事故対応手順書に従う。

第3章 改廃

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附則(平成26年8月22日GF規程第33号)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附則(平成27年11月25日GF規程第23号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附則(令和5年11月21日GF規程第24号)

この規程は、令和6年2月7日から施行する。